平成27年

第4回市議会定例会 議案第15号

函館市写真歴史館条例の廃止について

函館市写真歴史館条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市写真歴史館条例を廃止する条例

函館市写真歴史館条例(平成7年函館市条例第12号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部 改正)

2 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例(平成 7年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第15号 までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項第2号および第3号中「第5号」を「第4号」に改め、 同項第4号中「第6号」を「第5号」に改め、同項第5号中「第8号 から第10号まで」を「第7号から第9号まで」に改め、同項第6号 中「第15号」を「第14号」に改める。

(小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部 改正)

3 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例(平成 22年函館市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「, 第3号および第6号から第11号 まで」を「および第5号から第10号まで」に, 「第12号」を「第 11号」に改め, 同条中第2号を削り, 第3号を第2号とし, 第4号 から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(提案理由)

写真歴史館を廃止するため